

交通空白地域解消支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、白子町が実施する「交通空白地域解消支援業務」について、受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要な事項及び手続について定めるものである。

1. 業務の目的

白子町における交通空白地域の解消及び持続可能な地域公共交通の確立を図るため、公共ライドシェア及びAI オンデマンド交通を活用した新たな交通サービスの実証運行並びにモビリティハブ等の交流拠点の設置・整備に係る実証実験を実施することにより、町民の外出機会の創出による健幸なまちづくりの推進及び公共交通機関の利用促進を図るとともに、その効果及び事業性を検証し、本格運行を見据えた運営体制及び持続可能な事業スキームを構築することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 交通空白地解消支援業務
- (2) 履行場所 白子町内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月10日まで
- (4) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 見積限度額 20,350,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 事業担当課

白子町役場企画財政課（担当：田中）
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2
電話番号：0475-33-2180
メールアドレス：kikaku@town.shirako.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有する者であること。
- (3) 白子町暴力団排除条例（平成24年白子町条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
また、暴力団の威力を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供与するなど、同条例に違反する行為を行っていないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立

て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け、履行に支障がないと認められる場合を除く。

（６）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

（７）過去５年以内に、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が発注する、下記の①～③の全ての事業に対する履行実績を有すること。

① AI オンデマンド交通実証事業

② モビリティハブ等の拠点の設置に係る計画実証事業

③ 住民の健康促進につながる取り組みの計画実証事業

（８）共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たすこと。

① 共同企業体を構成する全ての構成員が、上記（１）から（７）までの要件を満たしていること。

② 共同企業体の代表者を定め、各構成員が本業務に係る債務の履行について連帯して責任を負うこと。

③ 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに重複して参加していないこと。

④ 共同企業体による参加の場合は、共同企業体協定書の写しを提出すること。

５．事業者の公募

（１）白子町公式ホームページに掲載し、事業者を公募する。

（２）公募の期間は、令和８年７月２９日（水）から令和８年８月１７日（月）までとする。

６．スケジュール

項 目	期 日
① 実施要領等公告	令和８年７月２９日（水）
② 質問票提出期限	令和８年８月７日（金）正午
③ 質問回答期限	令和８年８月１０日（月）
④ 参加申込書及び提案書等提出期限	令和８年８月１７日（月）正午
⑤ プレゼンテーション審査	令和８年８月２４日（月）
⑥ 審査結果通知	令和８年８月下旬

※各実施日については、事務上の都合により変更する場合がある。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

No	提出書類名	様式	提出部数	
			正本	副本
①	参加申込書	様式第 1 号	1	
②	会社概要書	様式第 2 号	1	6
③	業務実績書	様式第 3 号 及び代表的な成果 品	1	6
④	企画提案書 (業務実施体制・業務工程表を含む)	様式第 4 号及び 任意様式	1	6
⑤	見積書(積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1	6
⑥	質問書(必要がある場合のみ)	様式第 5 号	1	
⑦	辞退届	様式第 6 号	1	

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書は、A4 判カラー印刷（A3 判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・文字サイズは、原則 10.5 ポイント以上とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定め
ない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

8. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。なお、質問は企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

提出方法	質問書（様式第 5 号）を作成し、事業担当課へ電子メールで提出すること。※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
受付期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）正午まで

質問の回答	質問者名を伏してホームページにて回答する。 回答予定日：令和８年８月１０日（月）
-------	---

9. 提出方法等

- (1) 関係書類の配布期間
令和８年７月２９日（水）から
- (2) 配布方法
提出書類の各様式は、白子町ホームページからダウンロードすること。
- (3) 関係書類の提出期限
令和８年８月１７日（月）正午
※提出期限後の書類等の再提出及び差替えは認めない。
- (4) 提出先
白子町企画財政課
- (5) 提出方法
提出書類及び提出書類のデータをPDF化し格納したCD-Rを持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により提出すること。
※持参の場合は、開庁時間の午前９時から午後５時の間に持参すること。
※郵送の場合は、上記提出期限に必着のこと。なお、郵送後、電話にて郵送した旨を報告すること。

10. 審査・選考

- (1) 書類審査
 - ・参加申込者から提出された書類について、記載事項を確認し、参加資格及び適格要件を満たしているか審査する。
 - ・参加資格を有した申込者が４者以上となった場合は、下記の書類審査評価基準に基づき、提案の業務遂行体制等の観点から書面評価を行い、プレゼンテーション審査を行う３者を選定する。なお、書類審査の評価内容及び得点については、外部への公表は行わない。
 - ・書類審査の結果は、令和８年８月１９日（水）までに全ての参加申込者に電子メールで通知する。

書類審査評価基準

審査基準	評価内容	配点
スケジュールの妥当性	業務工程が具体的かつ現実的であり、事業設計から本格運行検討まで円滑に実施できる計画となっているか。	10点
受注実績	AI オンデマンド交通、交通拠点整備、健幸まちづくり等の事業に十分な実績を有しているか。	10点

業務実施体制	経験・専門性を備え、交通事業者や地域関係者との調整能力、サポート体制等が十分であるか。	10点
健幸まちづくりとの関連性	町民の健康増進にもつながる事業内容であるか。	10点
本格運行への展開性	実証実験終了後を見据えた運営体制、収支計画、財源確保、地域主体による持続可能な運営方策が提案されているか。	10点
合 計		50点

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施日時
令和8年8月24日（月）
- ・実施場所
白子町役場 2階 第2会議室
- ・実施時間
1業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）
- ・出席者
3名以内
- ・その他留意事項
 - プレゼンテーションについては、企画提案書を基に行うこととし、追加提案、追加資料等の配布は認めない。
 - 説明に際して、ディスプレイモニター機器を用いて提案書の表現を補足する説明をすることができる。なお、ディスプレイモニター及びHDMIケーブルは白子町が用意するが、その他機器については提案者が用意すること。
 - プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査及び結果通知

- ・審査
プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとし、総評価得点が最も高い者を受託候補者とする。評価基準は下記のとおりとする。

審査基準等

審査基準	評価内容	配点
業務理解度	白子町の地域特性、交通空白地域、高齢化状況、既存公共交通の課題を的確に把握しているか。	10点
スケジュールの妥当性	業務工程が具体的かつ現実的であり、事業設計から本格運行検討まで円滑に実施できる計画となっているか。	10点

受注実績	AI オンデマンド交通、交通拠点整備、健幸まちづくり等の事業に十分な実績を有しているか。	15点
業務実施体制	経験・専門性を備え、交通事業者や地域関係者との調整能力、サポート体制等が十分であるか。	10点
提案価格	提案内容に対して適正な価格であり、費用対効果及び積算の妥当性が認められるか。	10点
健幸まちづくりへの関連性	町民の健康増進にもつながる事業内容であるか。	15点
本格運行への展開性	実証実験終了後を見据えた運営体制、収支計画、財源確保、地域主体による持続可能な運営方策が提案されているか。	15点
効果検証手法	利用者数、外出機会創出、公共交通利用促進等について定量的・定性的な評価指標が設定され、検証方法が具体的であるか。	15点
合 計		100点

・結果通知

審査の結果については、全ての提案者に書面で行うとともに、白子町ホームページに掲載する。なお、審査結果及び内容に関する問合せには一切応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

1 1. 契約の締結

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。なお、提案内容については、受託候補者との協議により必要が生じた場合は修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退したとき、又は参加資格要件を満たさなくなったときは、次順位の者と契約手続を進める。

1 2. 失格事項

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 3. その他留意事項

- (1) 本業務は、採択済みである地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付決定を前提として実施するものであり、交付決定がされない場合には、本プロポーザルを中止する、又は契約を締結しない場合がある。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 本町は本プロポーザルの結果の公表や出版物等への掲載、その他執務上必要とする場合、提出書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複製することがある。
- (6) 提出された書類等は、白子町情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申立ては一切受け付けない。